

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 11月号 (No.192)

2019年11月29日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

究極の選択 実家終い

この秋に人生の大きな決断をした。それは共有名義の実家を売ることだった。

私は三人姉妹の二女。姉妹は三人とも県外の長男の夫に嫁ぎ、それぞれに二人の子どもがあり姉は3人の孫がいる。妹は既に2人の孫が。そして遅ればせながら私も、今年孫に恵まれた。

実母は平成10年、実父は平成24年に他界していて、実家は主がいなくなって7年を越えた。父は、母を見送ってから内臓の病気をして気弱になり一人暮らしが厳しくなって、娘の家を転々とした後にやはり地元が良いとケアハウスに入居し過ごしていたが体調を崩して入院、そのまま帰らぬ人となった。それでこの家の空き家状態は通算15年になっていた。

私達は、それぞれに忙しく年に数回帰省していたが、庭の杉木や金木犀は電線に届き巨木化、蜂が大きな巣を作っていて、部屋の中は蜘蛛の巣だらけ。床にはダンゴムシの死骸がコロコロ。家を維持することの大変さを痛感。すし屋で、過酷な家状態を話していたところ不動産屋を紹介してくれることになりそれからあっという間にリフォームしてくれる建設会社の社長から連絡が入り、売却する流れになっていった。

片付けは、何を捨てて行くかの選択だった。いとこ同士が再会をして、とうとう仏壇終い。この家は、私が小4の時に両親が新築で建てたもので、

柴田清美（愛知・かもめ三ツ井保育園福）

この家で小中高時代をすごしてきた。母親は、主婦から働く婦人になって家計を支えた。その頃の母親は、忙しいが輝いている感じがあった。

ところが姉が大学の進路を決める12月の某日、住宅ローンと学費工面で父母が対立、次の日にくも膜下出血で母は倒れた。一週間の昏睡状態の後、奇跡的に救われた。日々のリハビリの甲斐あって普通の生活出来るまでに回復した。

私たち姉妹が3人とも結婚して一人目の出産では、母親にみてもらうことができた。姉が二番目の出産で戻っていたとき、再び脳梗塞で倒れた。そこからの回復は、厳しかった。母親を見舞いに孫たちは合宿所の様に実家に寝泊まりして仲良く遊んでいた。その孫たちのなかでも、この家を継いで住む子は残念、誰も無かった。

私が退職後に、テレビ番組の『ポツンと一軒家』のように、たくましく一人で生活する、という猛者の様な選択は、家族の分断を招きそうである。折しも台風19号の襲来で新築の家が泥につかる映像を目にして、究極の選択になった。両親が苦労して建てた家売りたいはなかった。しかし、今後どんな生活を送るのかを考え、育休復帰になる嫁、かわいい孫の為に、この家とお別れするのも重要な選択か…と、三人で揃って判を押した。

台風被害、続報

10月12日に関東・東北に上陸した台風19号の被害が各地で広がっています。先月号では、東京・世田谷区・尾山台保育園の状況をお知らせしました。他の地域でも、保育園・保育施設が被害を受けています。また、台風被害に対する自治体での動きもあります。

○埼玉・勝瀬こぼと保育園

近くを流れる川が本流から逆流してあふれ出たため、夜中に浸水しました。床上17cmでした。2016年にも台風による水害で浸水し、床を張り替えたりばかりです。今回再び水害に見舞われ、汚水も混じっているため、消毒だけでなく、どうしても床の張り替えが必要です。

前回は、国の補助の他、市からも独自補助があり、園の負担が軽減されましたが、今回はどうなるかわかりません。理事会では、市に要望書をもって行きました。(勝瀬こぼと保育園園長・談)

○宮城県・石巻市

台風19号の被災者に対し、保育料を減免することです。罹災証明が必要で、大規模半壊は全額、半壊は半額減免です。当然ながら、未満児対象です。

(経営懇役員・大橋巳津子)

○福島・郡山市、いわき市

保育施設等で浸水。福島保育連絡会主催の「保育の集い」も、県内の交通機関が復旧しないことや会場も被害を受けたため、11月2～3日に開催することができず、来年1月25～26日に延期された。

◆救援募金にご協力ください

こうした被害が関東・東北で広範囲に広がり、保育施設も影響を受けていることから、全国保育団体連絡会が救援募金を呼びかけています。全保連加盟の都道府県団体を通じて、被災した保育園へ直接手渡すほか、公立施設の場合は自治体に足を運び募金を渡すなど、支援したいと考えます。ぜひ、ご協力ください(募金先は同封資料参照)。

保育をめぐる情勢

●公定価格減額を提案(子ども・子育て会議)、減額ではなく改善を！声をあげよう！

保育所を運営するための費用である「公定価格」を、土曜日の利用人数や勤務職員数に応じて減額するという方向性が、10月31日の第47回子ども・子育て会議で示されました。財務省からも同様の見直し案が提起されています(10月9日)。

もともと、子ども・子育て支援新制度がスタートして5年目を迎える今年度、事業計画をはじめ、見直しがされることとなっています。公定価格の見直しもその中の一つで、積み上げ方式か包括方式か、等々、様々な論点で公定価格の見直しが進められよ

うとしています。今回、特に問題なのは、土曜日の利用人数等の実態に応じて、公定価格を減額しようという動きです。

◆公定価格は週66時間開所をカバーしている？

提案に対し、私保連の委員は、現行の公定価格が11時間分当されているとはいえない・土曜日だけに着目して減額するのではなく改善が必要、と意見を出しています。

これに対して厚生労働省は、現在の公定価格で、週66時間(1日11時間・週6日)開所はカバーできている、週40時間労働の保育士がローテーションを組んでまわしている、超過勤務で対応しているわけではないと主張し、説明資料を11月12日第48回子ども・子育て会議に示しました。次ページに一部を抜粋、掲載しました。図の厚労省作成資料によれば、週66時間開所に必要な保育士の労働

公定価格上の人件費と設備運営基準に基づいて配置した職員数の関係について

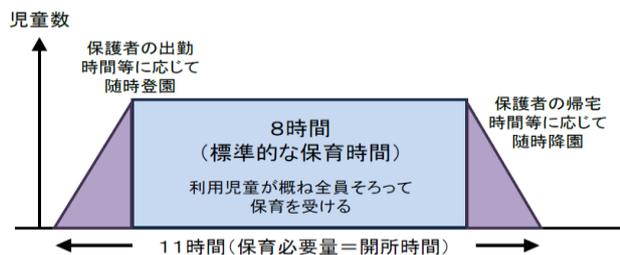
※前提

- ✓利用児童89人の園
- ✓年齢や標準時間・短時間認定の割合は右表(3府省調べの数値から算出)
- ✓利用児童の利用開始・終了時間推移は平成26年の新制度施行検討時のものを活用
- ✓地域区分はその他地域
- ✓園の開所は週6日・午前8時～午後7時までの11時間開所、保育士は週40時間労働

	標準時間認定	短時間認定	合計
4,5歳児	30人	4人	34人
3歳児	15人	3人	18人
1,2歳児	28人	4人	32人
0歳児	5人	0人	5人
合計	78人	11人	89人

設備運営基準上必要とされる保育士

- 上記の園における設備運営基準上必要とされる保育士の数は、中央図①と同様に、9人。9人の保育士で保育する児童に関し、1日における実際の利用イメージは下図。



※平成26年3月28日第14回子ども・子育て会議、第18回子ども・子育て会議基準検討部会 合同会議資料2より
※実際の利用も、このイメージのような形になっている

- ◎ 上図より、1日11時間開所で6日間開所する際に必要となる保育士の労働時間は、
 $(9 \times 8 + 9 \times 3 \times 1/2) \times 6$
= 513時間

公定価格上措置されている保育士

- ① 設備運営基準から計算した必要な保育士数
 4,5歳児 $34(人) \times 1/30 = 1.1(人)$
 3歳児 $18(人) \times 1/20 = 0.9(人)$
 1,2歳児 $32(人) \times 1/6 = 5.3(人)$
 0歳児 $5(人) \times 1/3 = 1.6(人)$
 → 合計 9.0人
 - ② 休けい保育士 → 1人
 - ③ 標準時間認定の児童受入れによる保育士費用の措置
 → 常勤: $1人 \times 78/89 = 0.8人$
 非常勤(3時間/日): $1人 \times 78/89 = 0.8人$
 - ④ 業務省力化
 → 保育士の人数に対応 (9+1+0.8)
- ◎ 以上より、公定価格上措置されている保育士でカバーできる1週間あたりの労働時間は、
 $40 \times 10.8 + 6 \times 3 \times 0.8 + 約8 \times 10.8$
= 約530時間

※約8…保育士1人あたり週約8時間分の業務省力化費を非常勤保育士の労働時間に換算したもの

時間は513時間。それに対して、公定価格で措置されている保育士の労働時間は週530時間となり、現行の公定価格で足りていると、厚労省は説明しています。

しかし、この図や説明には疑問点が複数あります。

- 年齢別等、クラスで保育している実態を無視？
- 利用人数89人を超える場合は、休けい保育士が減るので、1人分足りなくなるのでは？
- 労働時間を計算しているが、休けい時間や休暇などは計算していない？
- 公定価格で措置されている保育士のうち、④の業務省力化分(常勤保育士1人あたり週8時間分)は、直接子どもと接する以外の業務を対象としているので、計算に含めるのはおかしい？

等々、非常に苦しい説明をしています。今回の土曜日の実態に合わせた公定価格の減額方針は、「現行の公定価格で、週66時間開所をカバーしている」という前提で提案されていますが、その前提自体が間違っている・現状に見合っていないことを、現場から告発していくことが必要です。まず、公定価格の改善こそが必要であり、土曜日の実施状況をもとに減額されてしまうと、さらに現場負担が増え、子どもたちにしわ寄せがいくことになります。

◆関係者に知らせよう！国に声をあげよう

公定価格減額問題では、「無償化」にともなう副食費実費徴収化で、物価調整分681円が来年度どうなるか、も注目すべき点です。積算根拠がないので減額される可能性もあります。

土曜日減額問題も含め、公定価格減額をうちだし

ている国の動きを関係者に知らせま
しょう。そして、現場の実態や、減額
ではなく改善をの声を、国や自治体に
伝えましょう。

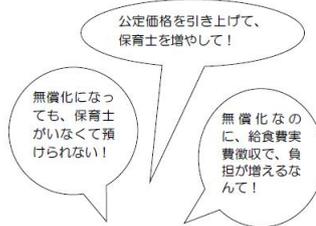
経営懇も参加しているよりよい保
育を！実行委員会では、12月2日に緊
急院内集会を行い、この問題を社会的
にアピールします。

こうした国の動きや問題点につい
ては、1月13～15日の経営研究セミナ
ーで、詳しくお伝えします。

無償化で増す保育士の負担、しわ寄せは子どもに

公定価格は減額じゃなく
むしろ加算でしょ!!

12.2緊急院内集会



10月から実施された幼児教育・保育の無償化は、保育現場にさまざまな問題をひきおこしています。ところが国は、年末の予算編成に向けて公定価格（保育費用）の減額を検討していることが明らかになりました。無償化に財源がとられ、緊急の課題である保育士の処遇や労働条件の改善はすすまないどころか、土曜日は子ども職員も少ないという実態があるので、子ども数や職員数にあわせて公定価格の減額案が決定されようとしています。

現在の公定価格さえ、週66時間（1日11時間×6日）の開所時間に見合わずに不十分なため、最低基準や労働基準法が守れないと保育現場で悲鳴があがっています。公定価格は引き上げこそが求められており、減額などあってはならないことです。無償化によって副食費の実費徴収など保育士の負担が増えているのに、この減額となれば、そのしわ寄せが子どもたちに及んでしまいます。すべての子どもに格差なく、等しく質の高い保育を求めて、声をあげましょう。

とき：2019年12月2日（月）
PM5:00～7:00

ところ：衆議院第2議員会館第1会議室

主催：よりよい保育を！実行委員会
連絡先：全国保育園体連絡会
TEL03-6265-3171/FAX03-6265-3230

地域の動き・活動

●保護者会が独自で署名運動、他の保護者会にも協力を呼びかける／神奈川県鎌倉市

鎌倉市の梶原の森たんぼ保育園保護者会は、左

のような要望書を作成し、鎌倉市議会に対して陳情する運動を行っています。子どもの成長に必要な給食が無償化の対象外とされたことは、保護者の願いに反するものであるとして、鎌倉市に対し、給食費も含めて無償にすること等を求める内容です。

さらに、一緒に声をあげましよう、この運動への協力を鎌倉市内の他園の保護者会にも訴えています。

いろいろなやり方で、できる
ところから声をあげることが重
要です。

各地域での動きや活動につい
てお知らせください。

こちらが当園で作成した署名になります。
文章等のご参考にしていただけたらと思います。

ギガファイル便でデータをダウンロードいただけます。
<https://3.gigafile.nu/1224-7acf567e5fcbf5556a864c6a14d66bc4>
(Word、PDF形式、12月24日まで有効)



2019年10月11日

鎌倉市長殿

幼児教育・保育の無償化に関する請願書

梶原の森たんぼ保育園保護者会

2019年10月1日に施行された幼児教育・保育の無償化について、保護者の多くはその制度の前進を強く望んでおりますが、今回の無償化提案には懸念すべき事項があります。

その1つが主食費と副食費の徴収です。

国が出している保育所保育指針には、食について「保育内容の一環として食育を位置づけ」「日々の保育の中で、遊びと生活を通して、子どもが自ら意欲を持って食に関わる体験を積み重ねていく」とありますが、その主たる給食費が無償化の対象とならないのは矛盾しており、その徴収を負う保育の現場では様々な問題が生じることが危惧されています。

また消費税が増税された今、給食費の実費徴収は各家庭の家計を圧迫し、特に0歳から2歳児を抱えて仕事をしている家庭には所得に応じた保育料が引き続き求められ、大きな負担となります。

ついでに、公的責任のもとで子ども達の健やかな保育を実現していただくため、以下の点を請願します。

記

- ①年齢や所得などの制限を設けず、給食費も含めてすべての子どもの保育を公費負担・無償化の対象にしてください。
- ②消費税でまかなっている保育無償化の財源を見直し、保育の質的量的拡充が停滞することのないように市として十分な予算を確保してください。

氏名	住所

保育と 子どもの権利

Vol. 4

弁護士・社会福祉士・保育士 寺町東子

Vol. 4 子どもの権利とジェンダー

今回は、男の子と女の子の能力差について特に、STEM分野 (Science (科学), Technology (技術), Engineering (工学), Mathematics (数学)、いわゆる「理系」) をはじめとした「学業成績の男女格差は生まれつきの能力差によるものではない」、ジェンダー・ギャップ指数が上位の国では女子のほうが数学の成績は高いという OECD の報告、保育現場や保護者や社会全体のジェンダースtereotypeによる声掛けが、子どもの能力の芽を潰すことをご紹介しました。

今回は、「男らしさ」「女らしさ」の押し付けが、子ども達の命にかかわることをご紹介します。

皆さんは LGBT という言葉をご存知でしょうか。最近様々ニュースで取り上げられることもあり、聞いたことはあるという方が多いでしょうね。L がレズビアン (Lesbian: 女性の同性愛者)、G がゲイ (Gay: 男性の同性愛者)、B がバイセクシュアル (Bisexual: 両性愛者)、T がトランスジェンダー (Transgender: こころの性とからだの性との不一致)、の頭文字から作られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられています。

連合や電通、博報堂の調査では、いずれも人口の 8% 前後が LGBT であると推計されています。8% というと、12.5 人に 1 人の割合です。幼児ク

ラスに 24 人いたら 2 人いてもおかしくない数です。

幼児の性自認は、2~3 歳頃に確立していくとの研究報告があります。例えば、LGBT の子ども達は、「男の子は集まってください」「女の子は手を洗ってしてください」など、男女でグループ分けした指示にも戸惑いを感じます。「ピンクは女の子の色だよ」「青は男の子の色だよ」「男なのに・女なのに、オカシイよ」などの言葉に傷ついています。ありのままの自分は受け入れられない、「オカシイ」などと感じてしまいます。

「ホモ」「おかま」「レズ」などの侮蔑語は、一見して相手を傷つける差別用語であることがわかりますが、一人ひとりの子どもの生活経験を背景にした「オカシイよ」との断定に対しては、「おかしくは無いよ。みんなそれぞれで良いんだよ」と中和させる働き掛けが必要です。

「結婚は、男と女でするんだよ。男同士、女同士はできないんだよ」という言葉はどうでしょう。海外では同性婚を認めている国もありますし、日本でも同性パートナーシップ条例を作り、認証する自治体も出てきています。世論調査では、同性婚を認めるべきと考える人が 5 割を超えています。先の言葉で、同性に性的指向が向く子や、同性パートナーの家庭で育っている子が疎外感を持たない配慮が必要です。

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」のステレオタイプを押し付けられることは、ありのままの自分を否定することになり、子ども達の自己肯定感を損ないます。LGBT の人たちは、自殺率が高いことが知られています。

一人ひとりの子どものありのままを受け入れる。みんなと違って、みんな大切な子。

社会保険労務士 まつださんの お役立ち情報 Vol.16

育児休業中に第2子を出産予定の場合、給付金はどうなりますか？

早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。1年たつのは早いものですね。

さて、園長先生方から、「産休や育児休業を取得する職員さんが増えて嬉しいけど、体制取るのが大変なの」というお声を聞くことが多くなりました。今回はそんな産休・育児休業に関する事例をご紹介します。

「年度途中の復帰になるため、育児休業を延長している職員がいます。育児休業中に、第2子を妊娠したことがわかりました。復帰せずにこのまま産休・育児休業取得となりますが、給付金はどうなるのでしょうか」

育児休業は、原則、子供が1歳に達する前までですが、保育園に入園できないなどの事情があれば、1歳6か月までの延長、2歳までの再延長ができます。それに伴って、育児休業給付金も最大2歳まで支給を受けることができます。ただし、育児休業給付金は、産前産後休業が開始した場合には終了すると定められています。

一方、産前休業は、女性職員が請求することによって取得できるものです。本人から産休を取りたいと請求がなければ産前休業にはなりません。

産前産後休業中の給付金に出産手当金があります。これは、(1) 被保険者の出産であること (2) 妊娠4か月以上の出産であること (3) 出産のため仕事を休み、給与の支払がないこと、という要件を満たしていれば受給できるものです。

上記の質問で、第1子の育児休業期間と第2子の産前休業（出産日まで）が重なる時期があった場合、「第1子の育児休業終了まで育児休業を取得するので、第2子の産前休業は請求しません。」となる可能性はあります。そのときは、出産日までは、第1子の育児休業となるので、雇用保険の育児休業給付金を申請することは可能です。

そうすると、産前産後休業中は、健康保険から出産手当金を受給することができますが、育児休業給付金を受給しているので、第2子の出産手当金は受給できないと誤ってしまいます。私もそう思っていました。

ですが、健康保険法では、出産手当金の支給要件を満たしていれば出産手当金を申請することができるのです。教会けんぽにも確認しましたが、産前産後期間の手当金を受給できるとの回答でした。

つまり、同じ休業期間に育児休業期間と産前休業期間の2つの休業期間がある場合、産前休暇でなく、育児休業期間とすれば、育児休業給付金と出産手当金の両方を受給できるわけです。

国の給付金の一つだけという概念があるので、なんとなく腑に落ちない感じですが、雇用保険法と健康保険法という違う法律の制度なので受給することができるものなんだと納得した事例でした。

社会保険労務士法人 第一コンサルティング
松田康子

連載

職員会議のくふう

第21回

東京・(福)代々木鳩の会
鳩の森保育園

鳩の森保育園は、現在園児が67名・正規職員21名(2名育休)、非常勤8名の構成になっています。

保育園は、月の前半に職員会議、後半に園内学習会を、夕方から2時間の設定で行っています。また、職員会議の内容や進行などは、毎月、各部署(園長・主任・事務・保健・給食・保育の乳幼児リーダー)が集まり、運営委員会として会を開き決定しています。保育については、園長・主任・乳幼児のリーダーの4名で、リーダー会として話しています。

『職員会議も研修の時間』と聞くことがありますが、限られた時間では、日々のさまざまな事柄を検討し、決定し、確認などに終始することもあります。その中でできるだけどの職員も、主体的な参加に繋げることが課題になっています。

それぞれの会議・学習会の中では、「発言に対しての緊張」や「発言したことがどう思われるのか」、「うまく話せない」など…、個々にさまざまな心理が作用することも、得手不得手もあります。そこで、日常の中で、保育についてだけでなく日々の出来事や気づき、振り返りなどを含め、職員ひとり一人との会話であったり、ときにはその場に居合わせた、職員みんなでの雑談を重ねています。そのさりげない会話の中に、職員の保育観や子ども理解を知ることもあります。そして、自分たちの保育の柱とする『子

どもから始まり、子どもとつくる保育』について意識し、保育の方針を共有なものとして話せる職員の関係作りも大切に思っています。

子どもひとり一人を見つめることが大切なように、職員も個々に尊重し、それぞれの保育経験や考え方が違うことを踏まえながら、課題を明確にすることも不可欠です。外部の研修に参加した際の研修報告書や、行事などの振り返り・考察を通じて保育を深めながら、現状の中の課題を明確にし、職員の組織的なスキルアップに繋げられるようにしています。

今後も保育を充実するために、職員会議や学習会の場で保育の方向性をしっかり確認し、日々の中で補いながら、職員のチーム力や組織力の向上を、図っていきたいと思います。

文責：鳩の森保育園・大竹幸子

月刊『ちいさいなかま』 ご活用ください！

職員同士の語りあいや、保護者との懇談に活用しているという園が増えています。

○『ちいさいなかま』4月号にヒントを得て、園で全体懇談会「それって甘やかし？」を開催。

70人参加。

ワイワイとクラスをまたいだグループワークで、揺らぐ親心、保育者心の「あるあるトーク」をして、職員も保育で悩みながらの実践を語りあいました。(愛知)

○『ちいさいなかま』8月号の「保育・子育て、ニガテなことってある？」のテーマで、幼児チームの職員で交流。自分の保育のことを率直に話せてなみだなみだのいい時間になりました。

「ニガテなことってある？」というテーマがともいい切り口で、よかったです。(京都)

おとな同士が安心して話せる関係をつくるのが大事ですね。『ちいなか』活用してください♪

お知らせ・今後の予定

●経営研究セミナー

2020年1月13～15日(月～水)

ホテル&リゾート長浜

(旧名：長浜ロイヤルホテル)

例年開催している経営研究セミナー。今年は長浜で、主任セミナーの会場と同じホテルをつかいます。*シングルは満室となりました。

◆記念講演は東京新聞記者

望月衣塑子さん！

映画『新聞記者』の原案となった著書『新聞記者』は、ベストセラーになりました。子育て真っ最中の働く保護者という顔も持つ望月さんです。乞うご期待！

◆申し込み締切：12月20日(金)

最終：12月25日(水)

同封資料

- ①経営研究セミナーご案内
- ②台風等被害救援募金のお願い
- ③第52回合研集会(福島)ご案内
自主提案募集中

第52回合研(福島)
2020年8月8～10日(土～月)

10日は祝日。

3日目も参加しやすい！

みんなで福島へGO！

<セミナー参加者に聞きました>
ハッ！としたひとこと・その3

「園長が言うと

そうなるやん！」

職員から言われた一言。

そんなつもりは、まったくないんだけど
な……。

(年代不明・園長)

【経営懇・活動日誌】11月

- 11月4日/保育大集会。日比谷野外音楽堂に全国から3,000人が集まる。経営の立場から、東京・新田保育園の川端さんと東京の園長のみなさんが舞台上で訴え。
- 11月5日/国家要請行動。全国から336人参加。会員園の園長さんも多く参加。厚労省・内閣府との懇談の中で、土曜日の公定価格減額を提案していることが明らかにされた。
- 11月9～10日/合研集会常任・企画合同会議。52回合研に向けて、企画内容の検討に入っている。福島県内で会議を行い、原発事故の影響を受けた飯館村と認定こども園の見学も実施。
- 11月16～17日/給食セミナー(三重県)。三重県内の会員園も実行委員として活躍。
- 11月18日/24条1項の会。
- 11月25日/事務局うちあわせ(安川・川端・事務局)
- 11月29～30日/第16回主任セミナー開催。実行委員会は、京都の主任のみなさん。会場はホテル&リゾート長浜(滋賀県長浜市)。約260名の参加。

保育士不足による運営の影響のアンケート ご協力ありがとうございました

先月号でお願いしたアンケートにたくさんの園からご協力いただきました！集計結果は、経営研究セミナーやニュース等で、お伝えします。